

件名

農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則附則第三
十條第二項第二十四號の規定に基づき金融機関等を定める件の一部を改正する件

○金融庁告示第 号
農林水産省

農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則（平成九年大蔵省令第一号）附則第三十五条第一項において準用する銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）第十三条の十一第二項、第十四条第一項、第二項及び第四項から第六項まで並びに第十四条の二第一項の規定に基づき、農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則附則第三十条第二項第二十四号の規定に基づき金融機関等を定める件（平成二十八年金融庁告示第三号）の一部を次のように改正する。

令和七年 月 日

金融庁長官 井藤 英樹

農林水産大臣 江藤 拓

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を加える。

改正後	改正前
(合算関連法人等から除かれる者) 第四条 規則第十三条の十一第二項の農林水産大臣及び金融庁長官が定める者については、特定承継会社（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（第七条及び第十条において「再編強化法」という。）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社をいう。以下同じ。）を銀行とみなして、銀行法施行令第四条第十三項第四号及び第十六条の二の三第三項第二号並びに銀行法施行規則第十三条の十一第二項、第十四条第一項、第二項及び第四項から第六項まで、第十四条の二第一項及び第二項並びに第十四条の四の規定に基づき合算関連法人等から除かれる者として金融庁長官が定める者等を定める告示（平成二十六年金融庁告示第五十一号。以下「大口信用供与等規制告示」という。）第一条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「金融庁長官」とあるのは「農林水産大臣及び金融庁長官」と、同項第三号中「第二条第二号の算式におけるTier1資本の額（当該銀行が海外営業拠点（銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十二年^{総理府}令第三十九号。以下「区分命令」という。）第一条第三項に規定する海外営業拠点をいう。次号及び第七条第一項において同じ。）を有しないものである場	(合算関連法人等から除かれる者) 第四条 規則第十三条の十一第二項の農林水産大臣及び金融庁長官が定める者については、特定承継会社（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（第七条及び第十条において「再編強化法」という。）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社をいう。以下同じ。）を銀行とみなして、銀行法施行令第四条第十三項第四号及び第十六条の二の三第三項第二号並びに銀行法施行規則第十三条の十一第二項、第十四条第二項及び第四項から第六項まで、第十四条の二第一項及び第二項並びに第十四条の四の規定に基づき合算関連法人等から除かれる者として金融庁長官が定める者等を定める告示（平成二十六年金融庁告示第五十一号。以下「大口信用供与等規制告示」という。）第一条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「金融庁長官」とあるのは「農林水産大臣及び金融庁長官」と、同項第三号中「第二条第二号の算式におけるTier1資本の額（当該銀行が海外営業拠点（銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十二年^{総理府}令第三十九号。以下「区分命令」という。）第一条第三項に規定する海外営業拠点をいう。次号及び第七条第一項において同じ。）を有しないものである場合にあつ

合にあつては、自己資本比率告示第二十五条の算式における自己資本の額」とあるのは「第二十五条の算式における自己資本の額」と、同項第四号中「第十四条第二号の算式におけるTier 1資本の額（当該銀行が海外営業拠点を有しない銀行である場合にあつては、自己資本比率告示第三十七条の算式における自己資本の額）」とあるのは「第三十七条の算式における自己資本の額」と読み替えるものとする。

（貸出金から除かれるもの）

第四条の二 規則第十四条第一項の農林水産大臣及び金融庁長官が定めるものについては、大口信用供与等規制告示第一条の二の規定を準用する。この場合において、同条中「金融庁長官」とあるのは、「農林水産大臣及び金融庁長官」と読み替えるものとする。

（債務の保証）

第五条 規則第十四条第二項の農林水産大臣及び金融庁長官が別に定めるものについては、大口信用供与等規制告示第二条及び第五条の二（第二号に係る部分に限る。）の規定を準用する。

この場合において、大口信用供与等規制告示第二条中「金融庁長官」とあるのは、「農林水産大臣及び金融庁長官」と読み替えるものとする。

ては、自己資本比率告示第二十五条の算式における自己資本の額」とあるのは「第二十五条の算式における自己資本の額」と、同項第四号中「第十四条第二号の算式におけるTier 1資本の額（当該銀行が海外営業拠点を有しない銀行である場合にあつては、自己資本比率告示第三十七条の算式における自己資本の額）」とあるのは「第三十七条の算式における自己資本の額」と読み替えるものとする。

「条を加える。」

（債務の保証）

第五条 規則第十四条第二項の農林水産大臣及び金融庁長官が別に定めるものについては、大口信用供与等規制告示第二条及び第四条の規定を準用する。この場合において、同告示第二条中「金融庁長官」とあるのは、「農林水産大臣及び金融庁長官」と読み替えるものとする。

（規則第十四条第四項各号に掲げる勘定に計上されるものから除かれるもの）

第五条の二 規則第十四条第四項の農林水産大臣及び金融庁長官が定めるものについては、大口信用供与等規制告示第二条の二の規定を準用する。この場合において、同条中「金融庁長官」とあるのは、「農林水産大臣及び金融庁長官」と読み替えるものとする。

（債務の保証以外のオフ・バランス取引等）

第六条 規則第十四条第四項の農林水産大臣及び金融庁長官が別に定めるものについては、大口信用供与等規制告示第三条及び第五条の二（第三号から第六号までに係る部分に限る。）の規定を準用する。この場合において、大口信用供与等規制告示第三条中「金融庁長官」とあるのは、「農林水産大臣及び金融庁長官」と読み替えるものとする。

（資金清算機関等への預託金又は担保の差入れ）

第六条の二 規則第十四条第五項の農林水産大臣及び金融庁長官が定めるものについては、大口信用供与等規制告示第四条の規定を準用する。この場合において、同条中「金融庁長官」とあるのは、「農林水産大臣及び金融庁長官」と読み替えるものとする。

「条を加える。」

（債務の保証以外のオフ・バランス取引）

第六条 規則第十四条第四項の農林水産大臣及び金融庁長官が別に定めるものについては、大口信用供与等規制告示第三条及び第四条の規定を準用する。この場合において、同告示第三条中「金融庁長官」とあるのは、「農林水産大臣及び金融庁長官」と読み替えるものとする。

（資金清算機関等への預託金又は担保の差入れ）

第六条の二 規則第十四条第五項の農林水産大臣及び金融庁長官が定めるものについては、大口信用供与等規制告示第四条の規定を準用する。この場合において、同条中「金融庁長官」とあるのは、「農林水産大臣及び金融庁長官」と読み替えるものとする。

(ルックスルー方式による信用の供与等の額の計上又は算出の方法)

第六条の三 規則第十四条第六項の農林水産大臣及び金融庁長官が定める取引については、大口信用供与等規制告示第四条の二第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「金融庁長官」とあるのは、「農林水産大臣及び金融庁長官」と読み替えるものとする。

2 規則第十四条第六項の農林水産大臣及び金融庁長官が定める方法については、大口信用供与等規制告示第四条の二第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「金融庁長官」とあるのは、「農林水産大臣及び金融庁長官」と読み替えるものとする。

3 規則第十四条第六項ただし書の農林水産大臣及び金融庁長官が定める場合については、大口信用供与等規制告示第四条の二第三項の規定を準用する。この場合において、同項中「金融庁長官」とあるのは、「農林水産大臣及び金融庁長官」と読み替えるものとする。

(金融機関間取引)

第八条 規則第十四条の二第一項各号列記以外の部分の農林水産大臣及び金融庁長官が定める者については、大口信用供与等規制告示第六条の規定を準用する。この場合において、同条中「金融庁長官」とあるのは「農林水産大臣及び金融庁長官」と、

(ルックスルー方式による信用の供与等の額の計上又は算出の方法)

第六条の三 規則第十四条第六項の農林水産大臣及び金融庁長官が定める取引については、大口信用供与等規制告示第四条の三第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「金融庁長官」とあるのは、「農林水産大臣及び金融庁長官」と読み替えるものとする。

2 規則第十四条第六項の農林水産大臣及び金融庁長官が定める方法については、大口信用供与等規制告示第四条の三第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「金融庁長官」とあるのは、「農林水産大臣及び金融庁長官」と読み替えるものとする。

3 規則第十四条第六項ただし書の農林水産大臣及び金融庁長官が定める場合については、大口信用供与等規制告示第四条の三第三項の規定を準用する。この場合において、同項中「金融庁長官」とあるのは、「農林水産大臣及び金融庁長官」と読み替えるものとする。

(金融機関間取引)

第八条 規則第十四条の二第一項各号列記以外の部分の農林水産大臣及び金融庁長官が定めるものについては、大口信用供与等規制告示第六条の規定を準用する。この場合において、同条中「金融庁長官」とあるのは「農林水産大臣及び金融庁長官」と

備考 表中の「」の記載は注記である。	「次に掲げる者」とあるのは「次に掲げる者及び特定承継会社（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社をいう。）」と、同条第十七号中「法」とあるのは「銀行法」と読み替えるものとする。
	、「次に掲げる者」とあるのは「次に掲げる者及び特定承継会社（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社をいう。）」と、同条第十七号中「法」とあるのは「銀行法」と読み替えるものとする。